○長沼町お試し暮らし体験住宅実施要綱

平成２１年１２月３０日　制定

改正 平成２４年３月２９日 平成２６年３月２４日 平成２８年８月１日 令和２年４月１日　令和６年２月１日

（目的）

第１条　長沼町移住促進事業の一つとして、将来、長沼町（以下「町」という。）に移住を検討している者（以下「移住希望者」という。）が、一定期間、町での生活を体験できる機会を提供するため、「長沼町お試し暮らし体験住宅」（以下「体験住宅」という。）を整備し、移住施策を推進することにより、人口の流入を促し、町の活性化を図ることを目的とする。

（体験住宅）

第２条　体験住宅は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	住所	建築年	構造	面積
長沼町お試し暮らし体験住宅（銀座1）	長沼町銀座南2丁目3番10号（銀座教職員住宅3号）	平成7年	ブロック造平屋3LDK	82.94平方メートル
長沼町お試し暮らし体験住宅（銀座2）	長沼町銀座南2丁目3番12号（銀座教職員住宅4号）	平成7年	ブロック造平屋3LDK	82.94平方メートル
長沼町お試し暮らし体験住宅（南長沼）	長沼町東4線南6番地（南長沼共済融資住宅1号）	昭和48年	ブロック造平屋3LDK	66.26平方メートル

（借用申請）

第３条　体験住宅の借受けを希望する移住希望者（以下「借受者」という。）は、長沼町お試し暮らし体験住宅借用申請書（別記様式第１号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（貸付許可）

第４条　町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、

支障がないと認めたときは、長沼町お試し暮らし体験住宅貸付許可書（別記様式第２号。以下「許可書」という。）を交付する。

（契約）

第５条　許可書の交付を受けた借受者は、借地借家法（平成３年法律第９０号）第３８条に規定する契約を、別に定める長沼町お試し暮らし体験住宅定期賃貸契約書（別記様式第３号。以下「契約書」という。）により町長と締結し、体験住宅を借り受けるものとする。

（借用期間）

第６条　住宅の借用期間は１週間以上１箇月以内とし、前条に規定する契約書において定める。

２　借用者は、借用期間が満了するにあたり、その後の予約がない限り、町長の許可を得て、借用期間を延長することができる。ただし、再延長はできないものとする。

３　希望する借用期間開始日及び満了日が土日祝日（長沼町の休日を定める条例（平成元年条例第５０号）による休日を含む。）の場合は、翌開庁日とする。

（借用料）

第７条　借受者は、次の表に掲げる借用料を体験当日までに納付しなければならない。

区分	期間		金額
長沼町お試し暮らし体験住宅（銀座1、銀座2）	夏期（5月～10月）	1日	2,100円
	冬期（11月～4月）		2,800円
長沼町お試し暮らし体験住宅（南長沼）	夏期（5月～10月）		1,900円
	冬期（11月～4月）		2,600円

２　前項により納めた借用料は、これを還付しない。ただし、天災、疾病等町長が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

３　借用料は、住宅借上料、電気料、水道料、下水道料、ガス代、灯油代、放送受信料及びインターネット回線使用料とし、その他の費用は借受者の負担とする。

（借受者の遵守事項）

第８条　借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　前条に規定する借用料を納めた後、町長から当該施設の鍵を受領し、外出時や就寝時に施錠するなど、管理について徹底すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

(2)　火気の取扱い及び水道凍結に十分注意し、備付けの備品及び什器類を適切に取扱うこと。

(3)　住宅周りの除草や清掃を適宜行い、住宅を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。

(4)　ごみは、決められたルールに従い排出すること。

(5)　借受者は、住宅の借用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。

(6)　上記のほか、施設の借用に関し町長が必要と認めるもの

（行為の制限）

第９条　体験住宅及び敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為

(2)　転勤などの職務上の異動において体験住宅を利用すること。

(3)　興行を行うこと。

(4)　ペットを同伴すること。

(5)　展示会、その他これに類する催しをすること。

(6)　文書、図書、その他の印刷物を貼り付ける又は配布すること。

(7)　宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為

(8)　周辺住民に迷惑を及ぼす行為

(9)　施設の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。

(10)　その他施設の借用にふさわしくない行為

（貸付許可の取消し）

第１０条　町長は、借受者に第８条及び前条の規定に違反する行為があったと認めたときは、第４条の規定による貸付許可を取り消すことができる。

（体験住宅の明渡し）

第１１条　借受者は、借用期間満了日及び前条の規定に基づき貸付許可を取り消された

場合にあっては、直ちに体験住宅を明け渡さなければならない。この場合において、借受者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

２　借受者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に町長に通知しなければならない。

３　町長は、第１項後段の規定に基づき借受者が行う原状回復の内容及び方法について、借受者と協議するものとする。

（立入り）

第１２条　町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全、体験住宅借用希望者の内覧その他住宅の管理上特に必要があるときは、借受者の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

２　借受者は、正当な理由があるときを除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

（設備又は特殊備品の搬入）

第１３条　借受者が体験住宅の借用にあたり、特別な設備又は特殊備品の搬入をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

（損害賠償）

第１４条　借受者は、故意又は過失により施設若しくは設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特に認めたときはこの限りではない。

（事故免責）

第１５条　体験住宅が、通常有すべき安全性を欠いているときを除き、当該施設内での事故及び滞在期間中に施設外で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

（雑則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２２年１月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月２９日）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月２４日）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年８月１日）

この要綱は、平成２８年８月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和６年２月１日）